

○宜野湾市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月20日

水道局管理規程第1号

宜野湾市水道事業給水条例施行規程(昭和47年水道規程第6号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規程は、宜野湾市水道事業給水条例(平成9年宜野湾市条例第21号。以下「給水条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の申込)

第2条 条例第7条の規定による給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事(以下「工事」という。)の申込みの様式は、給水装置工事申込書(様式第1号)とする。

(工事の設計及び施工の申請)

第3条 条例第9条第2項の規定による申請の様式は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置工事設計審査申請書(様式第2号、様式第2号の2及び様式第2号の3)
- (2) 給水装置工事申請書(臨時)(様式第3号)
- (3) 給水装置工事(公道、屋内)検査申請書(様式第4号)

(承諾書等の提出)

第4条 利害関係人の承諾書等の提出は次のとおりとする。

- (1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするときは、当該家屋又は所有者等の承諾書
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置所有者の承諾書
- (3) その他管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は申込人の誓約書(検査の特例)

第5条 条例第9条第1項の規定により、指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)が工事を行う場合において、埋設、被覆等のため工事竣工後、検査できない部分については、工事施工の判断ができるような写真を提出しなければならない。

(給水契約の申込)

第6条 条例第13条の規定による給水契約の申込みの様式は、給水契約申込書(様式第5号)とする。

(給水装置及び水質の検査請求等)

第7条 条例第21条第1項の規定により、水道使用者等が給水装置又は水質の検査を請求するときは、給水装置(水質)検査請求書(様式第6号)による。

2 管理者は、前項の規定により給水装置又は水質について検査を行ったときの請求者に対する通知は、給水装置(水質)検査結果通知書(様式第7号)による。

(給水の適用基準)

第8条 条例第23条第2項に定める用途別の適用基準は、次のとおりとする。

(1) 家庭用 専用栓で家事用に使用するもの

(2) 営業用 1. 3. 4. 5. 6. 7号以外に使用するもの

(3) 浴場営業用 公衆浴場の確保のための特別処置に関する法律第2条に規定する公衆浴場を業として使用するもの

(4) 官公署その他団体用 官公署、学校、諸団体、公民館、米軍等において使用するもの

(5) 臨時用 興業、工事その他臨時に使用するもの

(6) 私設消火栓用 消火演習に使用するもの

(7) 連合専用(共同住宅用) 1個のメーターにより2戸以上で家庭用として使用するもの

(水道メーターの保管)

第9条 水道使用者等は、水道メーターの点検、修繕及び取替に支障をきたすような工作物を設け、又は物件を放置してはならない。

2 水道使用者等が水道メーター及び付属機器を亡失又はき損したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

3 前項の場合は、管理者の定めるところに従いその補修に必要な費用を納付しなければならない。ただし、天災、その他保管者の責任でないと認めるときは、この限りでない。

4 管理者は、第1項の規定により点検等に支障が生じたときは、その位置を変更することができる。ただし、この場合に要する費用は水道使用者等の負担とする。

(条例第18条の届出の様式)

第10条 条例第18条の規定による届出の様式は次のとおりとする。

(1) 水道の使用をやめるとき。

給水装置使用廃止(中止)届 (様式第8号)

(2) 用途を変更するとき。

給水装置用途変更届 (様式第9号)

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

私設消火栓演習使用届 (様式第10号)

(4) 連合専用給水装置適用(変更)するとき。

連合専用給水装置適用(変更)届 (様式第11号、様式第11号の2)

(5) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

水道の利用者名義、住所変更届 (様式第12号)

(6) 給水装置の所有者に変更があったとき。

給水装置所有者変更届 (様式第13号)

(7) 消防用として水道を使用したとき。

消防用水道使用届 (様式第14号)

(8) 代理人若しくは管理人、又は住所に変更があったとき。

代理人、管理人変更届 (様式第15号)

(9) 水道メーター等を亡失(き損)したとき。

水道メーター等亡失(き損)届 (様式第16号)

(料金の徴収)

第11条 条例第24条の規定による水道料金(以下「料金」という。)は、宜野湾市上下水道料金納額告知書兼領収証(様式第17号)により、企業出納員、現金取扱員、水道料金徴収事務受託者をして徴収させる。

2 料金の領収書は、企業出納員、現金取扱員、水道料金徴収事務受託者の領収印のあるものに限り有効とする。

(使用水量の計量)

第12条 条例第25条の規定によるメーターの検針において使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌月に繰り越して計量する。

2 月の中途において使用を廃止した場合で使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、端数は切り捨てる。

(使用水量及び用途の認定基準)

第13条 条例第26条の規定による使用水量及び用途の認定は次のとおりとする。

(1) 管理者は、水道メーターの異常、その他の理由により使用水量が判明しないときは、前3検針月又は前年同期における使用水量並びに使用状況その他の事情を斟酌し

て使用水量を認定する。

(2) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するときの用途の区分は、料率の高い用途を適用する。

(3) 私設消火栓を条例第19条による場合のほか、無断使用したときは、条例第39条に該当する行為とみなし、その使用量は実情を考慮して認定する。

2 前項第1号のメーターの異常とは、差異100分の4を越える場合をいう。

(料金の督促)

第14条 条例第30条第1項の規定により行う督促は、督促状(様式第18号)によるものとする。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第15条 条例第33条の規定により料金、手数料等の減免を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

2 料金又は手数料の額を減免する場合の軽減の額は、管理者が別に定める。

(料金の支払請求権の放棄)

第15条の2 条例第33条の2の規定により管理者は債務者が死亡、行方不明その他これに準ずる事情に当たるため、徴収の見込みがないと認めるときで、次のいずれかについて、該当し、かつ、消滅時効の起算日から5年を経過したものについては、これを放棄することができる。

(1) 債務者が死亡し、料金債務を相続する者がいないとき。

(2) 債務者の所在が、調査しても不明であるとき。

(3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条、その他の法令の規定により債務者が料金債権につき責任を免れたとき。

(4) その他管理者が相当と認めるとき。

(水道利用加入金)

第16条 条例第31条の規定による水道利用加入金(以下「加入金」という。)の納付後は還付しない。ただし、工事を中止し、又は工事を変更した場合においては還付することができる。

2 次の各号に掲げる際の加入金については、当該各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の新設又はメーター口径の増径申請をする者が、加入金を納付しない場

合は、給水装置工事の申込みを受理しないものとする。

- (2) 既設の給水装置のメーター外から分岐して給水装置を新設する場合も加入金を徴収する。
- (3) 家屋の改築等で既設の給水装置を撤去し、同一口径以下のメーターを新たに設置する場合は徴収しない。ただし、メーターの増径をする場合は、新旧メーターの差額分を徴収する。
- (4) 2個以上の既設給水装置を撤去して給水装置を新設する場合、新設メーターの口径に係る加入金と撤去メーターの各口径に係る加入金の合計額が同額以下の場合は徴収しない。ただし、新設メーターに係る加入金が撤去メーターの各口径に係る加入金の合計額を超える場合は、その差額分を徴収する。

(措置指示)

第17条 条例第34条の規定による措置指示は、給水装置に関する指示書(様式第19号)により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(給水の停止)

第18条 条例第35条及び第36条の規定に基づき、給水を停止する場合は、給水停止通知書(様式第20号又は様式第21号)によりこれを使用者に通知するものとする。

2 前項の処分を受けた者が、その原因を解消して再び給水を受ける場合は、給水再開届(様式第22号)を提出しなければならない。

(身分証明書の携帯)

第19条 給水装置の検査又はメーターの点検等に従事する職員並びに受託者は、身分証明書(様式第23号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(標識の掲示)

第20条 給水装置の所有者は、本市が交付する標識(様式第24号)を門戸又は見やすい箇所に掲示しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第21条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除は、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生省令(平成4年厚生省令第69条)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査すること。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前において、改正前の旧規程により既になされた申請、承認その他の手続き及び処分は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成15年1月22日水道局管規程第1号)

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則(平成18年11月13日水道局管規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年11月16日水道局管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

附 則(平成22年11月16日水道局管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市水道事業給水条例施行規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月23日水道局管規程第10号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。